

(平成26年10月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 3 件

関東千葉厚生年金 事案 5612

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月27日

私は、平成15年6月にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたはずであるが、その標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された回答書及び支給項目控除一覧表により、申立人が申立期間において、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の回答書及び支給項目控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る申立期間の賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成22年4月1日であると認められることから、申立期間の被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年10月21日から22年4月1日まで

私は、平成5年6月1日から24年12月7日までの間、A社に勤務しており、21年10月から22年3月までの給与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が所持する給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

一方、A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「被保険者資格喪失届」という。）によると、当該被保険者資格喪失届は、年金事務所において平成22年5月24日に受け付けられているところ、申立人の被保険者資格喪失日は、当該受付日より遡って21年10月21日と届けられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のほかに複数の従業員についても、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる上、申立人及び当該従業員は、A社における被保険者資格喪失日前後において、業務内容及び雇用形態に変更は無かった旨回答している。

さらに、滞納処分票により、A社は、申立期間において厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

ところで、社会保険庁（当時）では、厚生年金保険における不適正な遡及

訂正処理の発生防止を目的として、平成 21 年 3 月 17 日付けで、地方社会保険事務局宛てに社会保険庁運営部年金保険課長通知「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生を防止するための適正な事務処理の徹底について」（以下「年金保険課長通知」という。）を發出しており、年金保険課長通知により、「適用事業所全喪届」、「被保険者資格喪失届」及び「被保険者報酬月額変更届」の処理に当たっては、社会保険事務所（当時）において各届出の事実関係を厳正に確認するとともに、特に 6 か月以上遡及して資格喪失処理を行う場合は、特定遡及処理として「特定遡及処理要領」に基づき、「特定遡及処理連絡・確認票」を作成することとされているが、本申立てに係る被保険者資格喪失処理について、管轄年金事務所に確認したところ、「特定遡及処理連絡・確認票」が存在しないことが判明した。

この点について、管轄年金事務所は、「申立人の平成 21 年 11 月以降の勤務実態等について確認したかどうかは不明であるが、当該資格喪失処理に係る「特定遡及処理連絡・確認票」が存在しないことから、当時の「特定遡及処理要領」に基づいた確認及び処理はなされなかったと思われる。」と回答していることから、年金事務所は、申立人に係る被保険者資格喪失の処理において、当該特定遡及処理要領に基づく必要な事実確認を怠ったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成 22 年 5 月 24 日に提出された被保険者資格喪失届に基づいて年金事務所が行った申立人の被保険者資格喪失に係る処理は、事実を即して適正に行われたものとは考え難く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における被保険者資格喪失日は、申立人が主張する、22 年 4 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における平成 21 年 9 月の社会保険事務所の記録から、38 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から54年7月までの期間及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月から54年7月まで
② 昭和54年9月

私が20歳になった頃に、母が私の国民年金の加入手続を行い、それ以降、母が継続して私の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が納付済みとなっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母は、「当時、A区で息子（申立人）と同居しており、私が息子の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行った。」と主張しているが、申立人の妹は、「中学2年生のC（季節）（昭和50年）にB市からA区へ母と一緒に転居した。」と主張していること、及び申立人から提出された、申立人の母が記入していたとする家計簿（昭和49年7月から56年6月までの期間（50年は除く。）のもの）の昭和49年11月8日の自由日記欄には「主人D（地名）よりかえる」と記載されていることを考え合わせると、50年のC（季節）より前は、申立人の母はA区に居住していなかったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は昭和54年10月頃に行われたものと推認され、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、当該加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間①当時に、申立人の母が申立人の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②については、申立人が申立期間②後に居住していたE区における年度別納付状況リスト（昭和59年5月10日現在）の申立人の資格記

録欄では、昭和 54 年 8 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、同年 10 月 1 日に被保険者資格を取得したことが記録されており、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄においても、同リストの資格記録と同様の記載が確認でき、申立期間②は国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

加えて、上記家計簿によると、申立期間①（昭和 50 年を除く。）及び②については、支出欄に国民年金保険料額の記載が確認できるものの、いずれも一人分の保険料額であるところ、上述のとおり推認される申立人の加入手続の時期は昭和 54 年 10 月頃であること、及びオンライン記録において、申立人の母の当該期間の国民年金保険料は納付済みであることが確認できることから、同家計簿に記載された保険料の支出は申立人の母のものであることがうかがえ、同家計簿により、申立人の母が申立人の当該期間に係る保険料を納付していたと推認することはできない。

このほか、申立人の母が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から48年3月まで

私は、結婚した昭和48年頃に、母から年金手帳を渡され、続けて国民年金保険料を納付すれば将来年金がもらえると言われたので、以後は自分で保険料を納付していた。当時の年金手帳は紛失してしまい再発行してもらったものしか残っていないが、母が実家のあるA市で私の国民年金の加入手続きを行い、20歳からの保険料を納付してくれたはずなので、調査の上、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母が実家のあるA市で私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。」と主張しているが、戸籍の附票により、申立人は20歳前の昭和43年4月にB区に転入した後、48年6月にはC区に転入していることが確認でき、申立人の母親が、A市において申立人の国民年金の加入手続きを行うことはできなかったと考えられる上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて確認できる申立人の国民年金手帳記号番号の前後の国民年金被保険者に係る各手帳記号番号の払出市区町村名及び払出日により、申立人の国民年金の加入手続きは同年6月頃ないし同年7月頃にC区で行われたことが推認されることから、申立人の主張と相違する。

また、オンライン記録及び申立人が申立期間後に居住していたD市の国民年金被保険者名簿には、最初の資格取得日が昭和45年4月1日と記録されており、申立期間のうち44年11月から45年3月までの期間は国民年金に未加入の期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、上述において申立人の国民年金加入手続きが行われたと推認される昭

和 48 年 6 月を基準にすると、申立期間のうち 45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は既に亡くなっていることから、加入手続及び申立期間の保険料の納付状況は不明である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月及び60年9月から平成2年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年2月
② 昭和60年9月から平成2年8月まで

私は、申立期間①及び②当時、A市で両親と同居しており、私の国民年金保険料は父が納付していたはずであるが、申立期間①及び②の保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②当時、A市で両親と同居しており、私の国民年金保険料は父が納付していた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成7年12月に社会保険事務所(当時)からB市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者のうち、20歳到達により国民年金の被保険者資格を取得した者に係る資格記録の入力処理日から、申立人の国民年金の加入手続は8年4月頃に行われたものと推認されることから、当該加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間①及び②当時に、申立人の父が申立人の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の加入手続が行われたと推認される平成8年4月時点を基準にすると、申立期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付することができない上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①及び②の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び申立期間①及び②の

保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっていることから、加入
手続及び申立期間①及び②の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人の父が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたこ
とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②
の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す
ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは
できない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から47年1月までの期間、同年3月から55年2月までの期間及び同年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から47年1月まで
② 昭和47年3月
③ 昭和47年4月から55年2月まで
④ 昭和55年4月から62年3月まで

昭和56年9月にA市に転入した後、3、4年の間に母が同市役所又は社会保険事務所(当時)で、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その際、母が申立期間①から④までの国民年金保険料として約30万円以上の金額を一括で納付してくれたはずであり、申立期間が未加入期間及び未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和56年9月にA市に転入した後、3、4年の間に母が私の国民年金の加入手続を行い、その際、申立期間①から④までの国民年金保険料として約30万円以上の金額を一括で納付してくれた。」と主張している。

しかし、申立人の所持する年金手帳には、申立人が昭和47年4月1日に初めて国民年金被保険者資格を取得したことが記載され、同日より前に資格を取得した形跡は無い上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該資格取得日前の申立期間①及び②は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和61年8月21日に社会保険事務所からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格記録から、申立人の国民年金の加入手続は同年9月頃に行われたと

推認されることから、同年9月を基準にすると、申立期間③の全部及び申立期間④の一部の国民年金保険料は時効により納付することができない上、時効となった未納保険料を納付可能とする特例納付制度は過去に3回実施されていたが、55年6月30日に終了しているなど、当該加入手続の時点において申立期間①から④までの保険料を一括して納付することはできない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①から④までの国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び当該期間の保険料を納付したとする申立人の母は既に亡くなっていることから、加入手続及び当該期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人の母が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①から④までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 15 日から 55 年 7 月 1 日まで
私は、A社に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、A社において昭和 54 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得し、58 年 7 月 20 日に離職していることが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和 55 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は同社が適用事業所になる前の期間であることが確認できる。

また、A社の元事業主は、同社は会社設立と同じ頃から厚生年金保険の適用事業所であった旨主張しているが、その当時に厚生年金保険の新規適用届を提出したことを確認できる資料は所持していない上、同社の人事記録、賃金台帳及び源泉徴収簿なども残っていない旨回答している。

さらに、A社を管轄する年金事務所は、「同社が申立期間に適用事業所となっていた事実は確認できない。」と回答している。

加えて、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 55 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得した者のうち、連絡の取れた元同僚 6 人は、いずれも給与明細書を保管しておらず、申立期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたかを覚えている者はいない上、当該同僚のうち一人は、「申立期間は、同社ができたばかりのときだったので、会社が届出等きちんとしていたかは分からない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 7 月 1 日まで
私の厚生年金加入記録のお知らせを確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が低くなっているが、当該期間において給料は減額されておらず、標準報酬月額が下がっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係るオンライン記録により、昭和 40 年 10 月の定時決定及び直前の標準報酬月額の推移について確認したところ、申立人と同期入社した元同僚 8 人のうち、標準報酬月額が申立人と同様に下がった者は申立人を含めて 4 人、上がった者は 4 人、変更のない者は一人であることから、申立人のみが他の同僚と異なる取扱いを受けていたという事情は見当たらない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚に対して照会したが、具体的な証言は得られず、申立人の主張について確認することができない。

さらに、A社から提出された健保・厚年被保険者台帳及び申立期間に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致している上、申立期間において標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5616 (事案 5419 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 1 日から 33 年 6 月 11 日まで
私は、前回の申立ては認められないとする通知を受けたが、A事業所を退職後はB市に転居しており、脱退手当金を受け取ることができない状態だったので、申立期間が脱退手当金支給済みとされていることに納得できない。今回、同事業所に勤務していた当時の上司及び同僚の氏名並びに仕事内容について思い出したので、このことを踏まえて再度審議し、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失し、かつ脱退手当金の受給資格を有する申立人を除く 3 人の支給記録を確認したところ、いずれも資格喪失後 6 か月以内に脱退手当金が支給決定されていること、iii) 申立人の脱退手当金が支給された昭和 33 年当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ、年金が受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、51 年 1 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 26 年 3 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにあたり、申立人は、A事業所に勤務していた当時の上司及び同僚の氏名並びに仕事内容について思い出したとして、同事業所の理事長、上

司及び同僚の合計6人のことについて述べているが、いずれも連絡先が確認できず、同事業所における脱退手当金の代理請求等の状況について照会することができない。

また、申立人は、「脱退手当金が支給決定されたとする昭和33年7月当時はB市に転居しており、脱退手当金を受け取ることができない状態だった。」と主張しているが、申立人に係る戸籍の附票は保存されておらず、支給決定当時の住所を確認することはできない上、脱退手当金の受領については、制度上、当該脱退手当金の裁定庁において直接受領する以外に、支給決定日から1年以内であれば当該裁定庁が指定した銀行又は郵便局において受領が可能であったことから、脱退手当金支給決定当時はB市に転居していたとする申立人の主張のみをもって、申立人が脱退手当金を受け取れなかったとまでは言えず、当該主張は当委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められない。

このほかに、申立人からは新たな資料等の提出は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。